

◎新潟県告示第49号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年1月27日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援 放課後等デイサービス	ブロッサムジュニア 長岡中央教室	長岡市長町2丁目甲 1639番地1第一上村ビル1階	S・BASE株式会社	令和8年 1月1日